

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第11回島根海区漁業調整委員会が、平成31年3月22日（金）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）
 - ①スルメイカの平成31年漁期のTACの決定
 - ②さば類の平成30年漁期のTACの変更
 - ③クロマグロの第5管理期間のTACの決定
- (2) 漁業調整規則の一部改正（あさりの殻長制限）について（諮問）
- (3) あさりの繁殖保護のための殻長制限（中海、境水道）について（協議）
- (4) 大社トモ島周辺における錨止め釣り禁止の委員会指示について（協議）
- (5) しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について（協議）
- (6) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（トラフグ）について（報告）
- (7) 水産政策の改革について
 - ①海区漁業調整委員会選挙等の取扱い
 - ②区画漁業権の設定・免許の流れ
- (8) 第7次島根県栽培漁業基本計画の一部見直しに係るアンケート調査の結果について（報告）
- (9) 平成30年の島根県の漁業生産の状況について（報告）

委員会での検討結果は以下のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、県計画を定めています。

また、クロマグロについては、第4管理期間（平成30年7月1日～）から、国からの漁獲可能量の配分を受け、県計画を定めています。

このたび、平成31年漁期のスルメイカに係わる国の漁獲可能数量及び平成30年漁期のさば類に係わる国の留保枠からの漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

県の管理計画の変更の概要

	平成31年4月～平成32年3月の知事管理量
するめいか	若干
	平成30年7月～平成31年6月の知事管理量
まさば及びごまさば	24,500トン（うち留保枠500トン） 〔留保枠を除いた数量のうち中型まき網：23,300トン〕

さらに、くろまぐろの第5管理期間（平成31年4月～平成32年3月）における小型魚（30kg未満）、大型魚（30kg以上）の島根県への配分量が国から示され、県の管理計画について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

くろまぐろの漁獲可能量（島根県知事管理分）の概要

		第5管理期間の知事管理量	
小型魚（30kg未満）		79.0トン〔うち2.5トン留保枠とする〕	
大型魚（30kg以上）		23.3トン〔うち1.2トン留保枠とする〕	
採捕の種類	小型魚（30kg未満）	大型魚（30kg以上）	
定置漁業	20.7トン	22.1トン	
くろまぐろ承認漁業	55.0トン		
その他の漁業	0.8トン		

（2） 漁業調整規則の一部改正（あさりの殻長制限）について（諮問）

中海及び境水道におけるあさりの殻長制限に係る漁業調整規則の一部改正について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

改正の内容は、漁業調整規則第36条第1項にあさり（中海及び境水道におけるものに限る）の殻長制限（3センチメートル以下の採捕禁止）を加え、平成31年10月1日から施行するというものです。

（3） あさりの繁殖保護のための殻長制限（中海、境水道）について（協議）

中海及び境水道におけるあさりの繁殖保護のための殻長制限を内容とする委員会指示が平成31年3月31日をもって期間が満了するため、知事から引き続き委員会指示を出すことについて協議があり、審議の結果、原案どおり指示の継続が了承されました。

なお、中海及び境水道におけるあさりの殻長制限については、平成31年10月1日から漁業調整規則による規制に移行する予定であることから、指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成31年9月30日までの6ヶ月間となります。

委員会指示の内容

1 制限の内容

中海及び境水道において殻長3センチメートル以下のあさは、採捕してはならない。ただし、中海及び境水道への移植放流又は試験研究等を目的として、島根海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成31年9月30日までとする。

(4) 大社トモ島周辺における錨止め釣り禁止の委員会指示について（協議）

出雲市大社町沖合にある「トモ島」周辺は、ぶり類の好漁場として有名ですが、漁業者や遊漁者が混在して漁場利用するため、漁業者と遊漁者の間でのトラブル防止を目的として、「錨止めをしての釣り禁止」を定めた委員会指示が当委員会より発出されています。この委員会指示の有効期間は3年となっており、このたび漁業と遊漁の漁場利用に関する調整機関である島根海区海面利用協議会から、委員会指示の継続について当委員会へ協議されたものです。

委員会では、指示の継続が必要であるということで了解し、指示を継続することとなりました。

(5) しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について（協議）

従来から、主に石見地区沖合で操業するしいらつけ漁業について、漁業者が設置した漬けに蝟集した魚類を他の漁業者や遊漁者が獲らないよう、従来から委員会指示により、「漬け」周辺、半径200メートルの海域ではしいら、よこわ、ひらまさなどの漁獲、採捕を禁止しています。

事務局から指示を継続する旨の説明を受け、審議の結果、引き続き制限が必要であるとして、原案どおり委員会指示を継続することとなりました。

(6) 日本海・九州広域漁業調整委員会指示について（報告）

山口県から九州西部の海域においては、トラフグの資源管理を目的として、日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員会指示によって、5トン以上のトラフグはえ縄漁船の隻数や漁期が制限されています。

この委員会指示については、平成31年3月13日に東京で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会において、引き続き同じ内容で指示の継続が了承されました。

島根県ではトラフグ延縄漁船はいないものの、規制海域の一部が本県沖合漁場と重なることから、情報を共有するため本委員会でも報告しました。

(7) 水産政策の改革について

水産政策の改革に伴う改正漁業法（平成30年12月14日公布）のうち、特に海区委員会に関係のある、「海区漁業調整委員会選挙等の取扱い」と「区画漁業権の設定・免許の流れ」について事務局より説明をしました。

海区漁業調整委員会の委員の選出方法については、改正法により、漁業者選挙制度（公選制）を廃止し、知事による任命制とされ、新法においては、公職選挙法を準用する規定がなくなりました。

また、改正法附則の規定により、現在の委員の任期（平成32年8月31日）が平成33年3月31日まで（7ヶ月間）延長されました。

区画漁業権については、漁業権を付与する際に地元を重視する優先順位規定が廃止され、競願の免許申請があった場合でも、既存の漁業権者が、「漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合」は、既存の漁業権者に免許されます。

現在、県内で免許されている区画漁業権は、全て組合管理の特定区画漁業権ですが、組合が「漁場を適切かつ有効に活用している場合」は、引き続き従前の漁協に免許されることとなります。

(8) 第7次島根県栽培漁業基本計画の一部見直しに係るアンケート調査の結果について（報告）

第7次栽培漁業基本計画の一部見直しにあたり、県内漁業者及び沿海市町村職員を対象に実施したアンケート調査の結果について報告をしました。

アンケート調査結果を受け、今後、基本計画の見直し原案を作成、海区委員会への協議、諮問を経て、平成32年には基本計画改定版の策定・公示がなされる予定です。

(9) 平成30年の島根県の漁業生産の状況について（報告）

水産技術センターより平成30年の島根県の漁業生産の状況について報告がありました。

総漁獲量は11万3千トン、総生産額は198億円で、前年に比べ量は1万9千トンの減少、生産額は8千万円の減少という結果となりました。漁獲量が減少した要因としては、マイワシの不漁によるもの、生産額では、マイワシが平年を下回ったもののサバ類が平年を大幅に上回ったため、前年並みとなりました。

漁業種類別では、まき網漁業や沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業の1船団あたりの漁獲量・生産額ともに平年並み、定置漁業も1ヶ統あたりの漁獲量・生産額ともに平年並みでしたが、釣り・延縄については、経営体数の減少などにより減少傾向、イカ釣り漁業のうち、スルメイカについては、平年を下回る漁獲量が続いているとのことでした。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950